

# 食品安全委員会第778回会合議事録

1. 日時 令和2年3月31日（火） 14：00～14：44

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「*Rhodobacter sphaeroides* 168株を利用して製造された香料バレンセン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・「家畜に使用するビコザマイシンに係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「チルジピロシン」に係る食品健康影響評価について

(4) 令和2年度食品安全委員会運営計画について

(5) その他

## 4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、  
吉田（充）委員

(事務局)

小川事務局長、矢田総務課長、近藤評価第一課長、箆島評価第二課長、  
渡辺情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、  
秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

## 5. 配付資料

資料1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜*Rhodobacter sphaeroides* 168株を利用して製造された香料バレンセン＞

資料2 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について＜家畜に使用するビコザマイシンに係る薬剤耐性菌＞

資料3 動物医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜チルジピロシン＞

資料4 令和2年度食品安全委員会運営計画（案）

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第778回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第778回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は4点ございます。

資料1が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料2が「薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について」、資料3が「動物医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4が「令和2年度食品安全委員会運営計画（案）」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、令和2年1月14日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

### (1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 それでは、遺伝子組換え食品等専門調査会からの審議結果の報告をさせていただきます。

評価対象は、*Rhodobacter sphaeroides* 168株を利用して製造された香料バレンセンでございます。

資料1の4ページの要約を御覧ください。

本添加物は、*Rhodobacter sphaeroides* 35053株を宿主として、ここの要約に記載してございます3つの供与体由来するメバロン酸合成遺伝子群、イソペンテニルニリン酸イソメラーゼ遺伝子等、改変バレンセン合成酵素遺伝子を導入した発現ベクターから作製した*Rhodobacter sphaeroides* 168株を利用して製造された香料バレンセンです。本添加物は、香料の目的でジュース、チューインガムなどの飲食物に利用されます。

本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づいて、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産生されたタンパク質の毒性、アレルギー誘発性等について確認しました。また、本添加物は、遺伝子組換え微生物を利用して製造しているものの、有効成分は香料であるので、当該品に含まれる有効成分及び非有効成分は化学合成された香料と同様の考え方で安全性評価を行いました。

その結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められませんでした。

では、詳細等については事務局から説明をお願いします。

○蛭田評価情報分析官 それでは、お手元の資料1に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。審議の経緯でございますけれども、昨年2月の食品安全委員会におきまして要請事項説明がなされまして、同年3月及び9月の専門調査会において御審議いただいております。本日、専門調査会において取りまとめた評価書案について御審議いただければと思います。

1点、本日配付した資料、このページでございますけれども、記載漏れがございました。9月20日に開催されました第192回「遺伝子組換え食品等専門調査会」におきまして、専門参考人といたしまして山崎壮先生に御参加いただいております。申し訳ございませんでした。

品目の概要でございますが、5ページを御覧ください。評価対象は先ほども御説明がございましたけれども、*Rhodobacter sphaeroides* 168株を利用して製造された香料バレンセンでございます。ここに記載の内容につきましては、委員の方から御説明がございましたので、省略させていただきます。

中段からでございますが、食品健康影響評価でございます。第1. といたしまして、安

全性評価において比較対象としている宿主等の性質と組換え体の相違について記載をしております。1. といたしまして、従来の添加物の性質と用途に関する事項でございます。バレンセンでございますが、柑橘類に含まれる香気成分でございます、指定添加物のテルペン系炭化水素に分類されております。

その下、製造方法でございますけれども、オレンジの圧搾汁の濃縮・蒸留工程を経て得られるということでございます。

バレンセンは、香料として、ジュース、チューインガムなどの飲食物に使用されております。

摂取量でございますけれども、5ページの最後の行から6ページの上段に記載をされております。見ていただきますと、欧米及び日本におきまして、香料の摂取許容値というのがございますけれども、これを下回っているということでございます。

次に、2. の宿主及び導入DNAでございます。6ページの3. と、さらに7ページの4. でございますけれども、宿主はこれまで食品の製造に利用されていること、有害生理活性物質を生産するという報告はないということでございます。

7ページの5. 遺伝子組換え添加物の性質等でございます。本添加物名、バレンセン80となっておりますが、これは組換え体を生産菌といたしまして、培養、濃縮、ろ過、精製という工程を経て得られております。用途は従来の香料バレンセンと同一でございますし、有効成分も同一で食品等に柑橘系の芳香を付与するものでございます。

次に、6. 遺伝子組換え添加物と従来の添加物の相違点でございます。今、御説明しましたとおり、バレンセン80につきましては、生産菌を用いて発酵、精製等を経て得られるものでございます。従来のバレンセンは天然由来のオレンジオイルを蒸留して得られるというものでございます。

また、遺伝子組換え体と宿主の違いでございますが、遺伝子組換え体にはメバロン酸経路の遺伝子群及び改変バレンセン合成酵素遺伝子を導入することによりバレンセン産生能を有しているということでございます。

以上のようなことから、比較対象の従来の添加物及び宿主があると判断し、以下評価を進めたところでございます。

8ページの第2. 宿主に関する事項でございますが、感染研の安全管理規程におきましては、バイオセーフティレベルは1に相当するということ。また、病原性等についても特に問題となるようなことは確認されておられません。

8ページの中段でございますが、ベクターに関する事項でございますけれども、塩基配列でございますとか制限酵素による切断地図は明らかになっておりますし、有害な塩基配列等も含まれていないということが確認されております。

9ページの中段になります。第4. 挿入DNAに関する事項でございます。供与体でございますが、(1)に記載の3種でございます、安全性につきましては(2)に記載をしておりますけれども、特段の問題は確認されておられません。

このページの下段以降でございますが、挿入DNA及びその遺伝子産物の性質についての記載でございます。挿入された遺伝子につきましては、10ページ、表1に記載されておりまして、13種類の遺伝子が組み込まれております。

これら挿入された遺伝子が発現しまして、代謝産物といたしましてバレンセンが合成をされるということです。このバレンセンは、蒸留を繰り返して精製されることから、タンパク質及びDNAは除去されるということでございます。

進みまして、13ページ、遺伝子組換え添加物に関する事項ということでございますけれども、今回のバレンセン80につきましては、欧米での流通実績が認められておりますし、その下でございますけれども、バレンセン80の中に組換えDNAの残存量と残存タンパク質を分析しておりますけれども、いずれも検出限界以下ということでございます。

次に、バレンセン80の製造に由来する非有効成分の安全性に関する事項でございます。ガスクロマトグラフ質量分析計にて分析しましたところ、非有効成分として8つのピークが検出されております。このうち7つはバレンセンの構造異性体であるセスキテルペン化合物と特定されまして、1つはセスキテルペン化合物の混合物と推定されております。これらの非有効成分につきましては、その摂取量でありますとか、JECFAもしくはEFSAの評価などから、バレンセン80の香料としての使用におきましては、遺伝毒性を含めまして、安全性に懸念をもたらすものではないと判断されております。

以上のようなことから、14ページの下の方、Ⅲ．食品健康影響評価結果でございますけれども、委員から御説明のあったとおり、ここに記載の安全性評価基準に基づきまして評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されております。

本件につきましては、よろしければ明日から4月30日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

## (2) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について」であります。

本件は、ワーキンググループから意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 資料2を御用意ください。家畜に使用されるビコザマイシンに係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価案でございます。5ページの要約に沿って御説明いたします。

ビコザマイシンが家畜に対し飼料添加物及び動物用医薬品として使用された場合に選択される薬剤耐性菌について、食品安全委員会が決定した「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針」に基づきまして評価を実施しました。

ビコザマイシンは動物用医薬品及び飼料添加物としてのみ使用されており、ヒト用医薬品としては使用されていません。また、既存の抗菌性物質の系統に属さない特有の構造を持つことから、既存の抗菌性物質と交差耐性を示さないとされています。

大腸菌においては、薬剤トランスポーターBcrをコードする*bcr*遺伝子の高度発現により、ビコザマイシン、テトラサイクリン、ホスホマイシン、カナマイシン及びスルファチアゾールの交差耐性を示す可能性が示唆されています。しかしながら、この点について国内のヒト及び家畜由来大腸菌における*bcr*遺伝子の保有状況並びにビコザマイシン耐性及び多剤耐性との関連は調査されてはいないものの、国内の家畜由来大腸菌におけるビコザマイシン耐性率は低く、上昇する傾向はありません。また、サルモネラについては、国内の健康家畜及びヒト由来株における*bcr*遺伝子の検出報告はありません。

これらのハザードの特定に関する検討の結果、家畜に対してビコザマイシンを使用することにより、ビコザマイシンに対する薬剤耐性菌が選択される可能性は否定できませんが、ビコザマイシンがヒト用医薬品として使用されていないこと、ヒトに使用されている抗菌性物質と構造が異なるため交差耐性が起こらないこと、耐性遺伝子を介した交差耐性についても、ヒト及び家畜由来野外株において報告がないこと等から、特定すべきハザードはないと判断しました。

したがって、家畜にビコザマイシンを使用することにより選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

詳しくは事務局から説明をお願いいたします。

○箆島評価第二課長 それでは、引き続きまして、資料2に基づきまして補足の説明をさせていただきます。

3ページ目をお願いいたします。審議の経緯です。2003年12月に農林水産省から要請事項説明があり、昨年9月に関係資料を接受しました。昨年10月、12月の第23回及び第24回薬剤耐性菌に関するワーキンググループでの調査審議を経まして、本日御報告するものでございます。

飛びまして、7ページの下からⅡ. ハザードの特定に関する知見が記載されています。

次の8ページ、表1にビコザマイシンの構造式等の概要が記載されています。その下(2) 評価対象成分の系統ですが、ビコザマイシンは放線菌が産生する抗菌性物質で、国内では1981年に動物用医薬品として、1983年に飼料添加物として登録されました。ビコザマイシン及びその類縁物質は、国内外においてヒト用医薬品として使用されていません。

同じく8ページの(3) 使用方法、規制等に記載がございますが、現在、国内では、動物用医薬品として牛及び豚用の細菌性下痢症を適応症とする飼料添加剤、飲水添加剤及び強制経口投与剤が承認されています。また、飼料添加物としては、豚及び鶏用に指定されています。

ちょっと飛んでいただきますけれども、11ページから国内の使用状況を記載しております。

12ページをお願いいたします。ここがございますように、現在、飼料添加物としての販売はございません。

次に、13ページをお願いいたします。下の方でございますが、4. 抗菌活性の(1) 抗菌活性の作用機序及び作用のタイプです。細菌の転写終結因子であるRho因子に結合することで遺伝子発現制御を阻害し、殺菌的に作用します。

同じく13ページの(2) 抗菌スペクトルをお願いいたします。ビコザマイシンはグラム陰性菌に対して抗菌力を持ちますが、緑膿菌及び*Proteus*属に対しては抗菌活性を示しません。また、グラム陽性菌に対しても抗菌活性を示しません。

飛んでいただいて恐縮ですが、16ページの表の下に(4) 指標細菌及び食品媒介性病原菌に対するMIC分布が記載されています。

次のページをお願いいたします。17ページに健康家畜由来細菌の抗菌性物質感受性調査として国内の情報がまとめられてございます。

上から2パラグラフ目にありますけれども、大腸菌では、耐性率が5%未満であり、上昇する傾向は見られませんでした。

サルモネラでは、肉用鶏において耐性率が高い傾向が見られましたが、下から2つ目のパラグラフにありますように、同時期に肉用鶏ではビコザマイシンが使用されていなかったことから、ビコザマイシンの使用に起因するものとは考えにくいと考察されています。

飛びまして、19ページから5. ビコザマイシンに対する薬剤耐性機序及び薬剤耐性決定因子について記載されております。

(1) ビコザマイシンに対する耐性の基本的機序に、主な耐性機序として、Rho因子をコードする遺伝子の変異について、また、ビコザマイシンのMICを上昇させるとの報告がある遺伝子として薬剤トランスポーターをコードする*bcr*遺伝子について、それぞれ記載されています。

20ページに(2) 耐性遺伝子の分布及び交差耐性が記載されておりますけれども、先ほど山本委員から御説明がございましたので、割愛させていただきます。

続きまして、21ページ目から6. 関連するヒト用抗菌性物質では、ビコザマイシンが、食品安全委員会が定めた「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度ランク付け」におきまして、ⅠからⅢのいずれにもランク付けされていないこと。ヒト用医薬品として使用されていないこと。特有の構造を持つため既存の抗菌性物質と交差耐性を示さないとされていることを記載しています。

また、同じく21ページの中ほどに記載がございますが、国内におけるヒト臨床由来株または家畜由来株からの*bcr*遺伝子検出に関する報告はなく、家畜へのビコザマイシン使用が交差耐性獲得に関連するという報告はありません。

22ページに7. ハザードの特定に係る検討及びⅢ. 食品健康影響評価がございます。これらの結論は、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりでございます。

この最後でございますが、なお書きとしまして、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とは言えないことから、リスク管理機関である農林水産省において、適正使用や使用量等のモニタリング等を継続して実施するとともに、引き続き情報の収集に努めるべきと考えるということが付記されています。

本件につきましては、差し支えなければ、明日から4月30日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えています。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとしたいと思います。

### (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」でございます。

動物用医薬品チルジピロシンに関する食品健康影響評価でございますが、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○箧島評価第二課長 お手元の資料3に基づいて説明いたします。

1枚おめくりください。動物用医薬品チルジピロシンの評価書の第2版の案でございま

す。4ページをお願いいたします。審議の経緯です。動物用医薬品のチルジピロシンについては、2019年11月に評価結果を厚生労働省に通知しています。前回は、本剤を有効成分とする豚の注射剤に係る製造販売承認申請に伴う豚の残留基準値の設定について評価要請があり、評価が行われましたが、今回は、インポートトレランス申請に伴う牛の残留基準値の設定について、厚生労働省から評価要請があり、1月の第150回「肥料・飼料等専門調査会」での調査審議を経て、本日、御報告するものでございます。

7ページ目をお願いいたします。チルジピロシンの構造式を6.にお示ししています。

7. 開発の経緯等は次ページにかけてとなりますけれども、チルジピロシンは16員環マクロライド系抗生物質です。本成分を主剤とする動物用医薬品は、海外において牛または豚における細菌性肺炎の治療薬として製造販売が認められています。ヒト用の医薬品として販売されていません。

今回の評価要請に関しまして、薬物動態試験と残留試験の成績の追加がありましたので、これらを中心に御説明いたします。

9ページからII. 安全性に係る知見の概要が記載されています。すぐ下に1. 薬物動態試験が記載されていますが、今回の改訂に伴い、構成を一部変更いたしまして、(1) 実験動物を用いた試験というものと、15ページの(2) 対象動物を用いた試験の2つに内容を分けるとともに、試験の並び替えが行われております。

追加した試験は18ページ、(2)の⑤薬物動態試験(牛)、20ページの⑥薬物動態試験(牛)、21ページの⑦薬物動態試験(牛)でございます。

ちょっと戻っていただく形で恐縮ですが、18ページの一番下のパラグラフから次ページにかけての記載となりますけれども、豚と同様、牛でも体内で比較的長時間高い濃度が維持されております。

次に、22ページから残留試験が記載されております。追加しました試験は、25ページの(6) 残留試験(牛①)、26ページの(7) 残留試験(牛②)、29ページの(8) 残留試験(牛③)でございます。

25ページの一番下から26ページにかけてのパラグラフにありますように、豚同様、牛でも投与後の各組織中の濃度は経時的に低下するものの、試験期間を通じて肝臓、腎臓等において検出されております。

飛んでいただきますが、49ページからがIV. 食品健康影響評価となります。

50ページをお願いいたします。下の方でございますけれども、3. ADIの設定についてです。今申し上げた薬物動態試験及び残留試験の追加による評価結果の変更はなく、チルジピロシンのADIを0.03 mg/kg 体重/日とすることが妥当であると判断されています。このADIは初版から変わりません。

本件につきましては、食品健康影響評価の結果に変更がありませんので、意見・情報の募集は行わず、差し支えなければ、肥料・飼料等専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちチルジピロシンの許容一日摂取量（ADI）を0.03 mg/kg 体重/日と設定するというのでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

#### （４）令和２年度食品安全委員会運営計画について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「令和２年度食品安全委員会運営計画について」であります。

本件については、この２月18日の第773回委員会会合において取りまとめた運営計画案について意見の募集を行い、それを踏まえた上で本委員会において最終決定を行うことといたしました。これを受けて、２月19日から３月19日までの間、意見募集が実施されましたので、その結果について事務局から説明をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料４に基づきまして御説明をさせていただきます。

１枚おめくりいただきますと、審議の経緯ということで、今、委員長から御発言をいただきましたとおり審議の経過が記載されてございます。

国民からの意見募集の結果は後ろの方、最後から２枚おめくりいただきましたところに意見募集結果についてという表題で、参考資料として添付させていただいております。期間中に１件の御意見を頂戴いたしました。中身としては５つの意見でございます。

まず、１つ目の御意見でございますけれども、リスクコミュニケーションの関係でございます。リスクコミュニケーションにつきまして、引き続き充実を図り、消費者を初めとする国民が食品安全委員会を身近に感じ、情報を確実に得られるような工夫を行ってくださいという内容でございます。その下に詳細を書いておりますけれども、２つ目の段落をご覧ください。2020年度の運営計画案では、一般消費者などの国民を対象とした意識調査を実施し、ニーズの把握に努める方針が盛り込まれているといます。どのように情報が充実しようとも、それを必要とする人が必要なときに受け取れなければリスクコミュニケ

ーションは成立しません。受け手に寄り添ったよいリスクコミュニケーションを実現させるためにも、消費者の声により一層耳を傾けてください。また、食品安全委員会自体の社会的な認知度向上が重要であり、各媒体での活用状況や意識調査の結果を踏まえ、委員会の存在や役割を広く周知するための施策を実施してくださいという御意見でございます。

これに対する食品安全委員会からの回答でございますけれども、今年度は、「食品安全の基本的な考え方」等を重点テーマに、意見交換会やキッズボックス等による分かりやすい工夫をした情報発信を積極的に行ったこと、来年度においても、各媒体の特性を踏まえつつ、引き続き積極的に意見交換や情報提供を行っていく旨を記載しております。

また、消費者の意思決定がどのように行われているかを把握するために、来年度、一般消費者等の国民を対象に、リスク認知状況、食品安全委員会の認知度等を調査することとしており、この調査結果を活用して、より効果的なリスクコミュニケーションの実施を図っていく旨を記載しております。

2つ目の御意見でございますけれども、食品添加物の食品健康影響評価に関する御意見です。過去に食品添加物に指定されたものについて、迅速に再評価を行ってほしいこと、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してほしいといった御意見でございます。

詳細については、その下に記載がございますとおり、食品安全委員会が発足する以前から使用が認められている指定添加物等について、科学的根拠に乏しい場合には迅速にリスク評価の見直しを行ってほしい、新たな知見が得られた場合には必要に応じて再評価を行ってほしい等の御意見でございます。特に農薬取締法と同様の再評価の仕組みを食品添加物についても導入するべきとの御意見でございます。

これに対する回答でございますけれども、こうした指定添加物等、あるいは再評価の仕組みといった食品添加物の安全性の確保については、リスク管理機関である厚生労働省において検討すべきものであることから、いただいた御意見については厚生労働省にお伝えする旨を記載しております。

また、食品添加物について厚生労働省から諮問があった場合には、食品健康影響評価を行っていく旨を記載しております。

3ページに行っていただきまして、3つ目の御意見でございます。食品健康影響評価に関連して、食品健康影響評価のガイドラインを速やかに作成してほしいという御意見でございます。具体的には、未策定の「アレルギー」の評価ガイドラインの策定、また、既に策定されております「器具・容器包装」、「薬剤耐性菌」のガイドラインの改定を着実に行ってほしいという御意見でございます。

これに対する回答でございますけれども、まず、アレルギーを含む食品については、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を踏まえ、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を進めている旨、「器具・容器包装」及び「薬剤耐性菌」のガイドラインについては、改定を着実に行っていく旨の記載を行っております。

4つ目の御意見は、健康食品に関するリスクコミュニケーションの御意見でございます。詳細でございますけれども、近年、消費者の周りには多種多様な健康食品が存在し、気軽に手にすることができる一方で、消費者はその正しい使い方やリスクについて十分に理解しないまま摂取し、健康被害が発生している現状にあることについて述べた上で、食品安全委員会が作成した健康食品に関する報告書及びメッセージが有用な情報であり、広く周知されるべきとの観点から、この報告書やメッセージの認知度を向上し、消費者にとって当たり前の知識となるような工夫を行ってほしい旨、また、必要に応じて関係省庁、関係団体等と連携を図って重点的に進めてほしいという旨の御意見でございます。

これに対する回答でございますけれども、健康食品につきましては、今年度、講師を地方公共団体に派遣し説明を行うとともに、冊子やリーフレットについて、地方公共団体との意見交換会や学会において積極的に配布を行い、また、Facebook等を通じて情報提供を行ってきたところであり、来年度におきましても、地方公共団体や消費者団体等の御要望を伺いつつ、積極的に「健康食品」に関する意見交換を行っていく旨の記載を行っております。

最後、5点目の御意見でございますけれども、消費者が食品のリスクを適切に理解するために、危害要因を相対的に理解できる目安、これを「リスクのものさし」と記載されておりますけれども、その作成を検討してほしい旨の御意見でございます。食品添加物や農薬に対して不安やおそれを抱いている消費者は少なくなく、その一方で、専門的な用語を多く用いた詳細な説明では十分に伝わらず、消費者の理解が一向に進まないという観点から、食品安全委員会に対しまして、その知見を生かして各物質が日々の生活や行動に潜む身近なリスクである食中毒、飲酒、喫煙などと比べてどのくらいの影響があるのかを理解できる指標となる「リスクのものさし」が必要との見解をお持ちで、その作成の検討を求める御意見でございます。

これに対する回答でございますけれども、食品安全委員会におきましては、食品健康影響評価書やリスクプロファイルについて、精講あるいはFacebook等において分かりやすく説明する取組を進めていることを記載した上で、今後とも情報提供に当たっては、マスコミの関係者あるいは消費者団体等との意見交換を行いつつ、工夫を重ねていきたいという回答となっております。

いただいた御意見は以上5点でございますが、よろしければ、食品安全委員会運営計画につきましては、原案のとおり御決定いただければと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 記載事項に対する意見ではないのですが、質問を頂きありがとうございました。質問を読んでいて、どこに該当するのかなとちょっと自分でも分からないところがありました。1つは、専門的な用語を多く用いた詳細な説明では十分に伝わらずというところに関しまして、用語集の改定などをし、リニューアルされたホームページで発信しています。これについては、都度都度発信していくことが重要と考えております。

それから、「リスクのものさし」に関してですが、最後の4行のところに、日々の生活や行動に潜む身近なリスクである食中毒、飲酒、喫煙などと比べて、どのくらいの影響があるのかを理解できる指標となる「リスクのものさし」が必要と考えますという御意見でした。

食品安全委員会では、緊急時対応訓練を毎年やっております。昨年度の緊急時対応訓練の中で社会心理学の先生、慶應義塾大学の吉川先生に来ていただきまして、事務局、委員、勉強させていただきました。その中で大きな指摘がありまして、1つは、リスクの比較というものは一般的に受け入れがたいものであると。なので、社会心理学者の方々は、ここ何十年もリスクの比較というものを推奨していないというようなお話がありました。

振り返ってみますと、例えば放射性物質のセシウムのリスクについても、政府はいろいろなところからリスクの比較、物差しで発表されておりますが、いまだに全ての人々がそれを理解している状況とは考えがたく、今回の新型コロナウイルスに関しましても、当初はインフルエンザウイルスとの比較の報道もありましたが、ウイルスの性質が違うというところから、今、比較の報道はほぼほぼなくなってきているのではないかと思います。

なので、比較することが全てなのかどうなのかというところで再度考える必要があるのではないかと私自身、個人的に思っております。

ただし、例えば長期的というような言葉が最近聞かれてきますけれども、長期的という言葉はどのくらいの年数ないしは月日を指すのだろうか。簡単なアンケートを取ってみると、60%ぐらいの方は1年以上を指すと考えているけれども、40%ぐらいの方は1年以内を想定しているような状況も今、見られています。なので、長期的、短期的などという表現に関しまして、例えばそれを報道するメディアの関係者の方々と、どういうときにどういう言葉を使っていくのかというようなどころをお話ししていくことが必要なのかなと思っております。

事務局の回答に意見があるという訳ではありませんので、以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

堀口委員はリスクコミュニケーション担当の委員ということになっているのですけれども、個人的な御意見も含めてコメントいただきましたが、ほかにどなたか先生方で御発言ございますか。

食品安全委員会から発する情報は、どういう方々を想定して発するのかなというのは、多

分、場合によって違うのだらうと思っっているのですけれども、それを我々の方が意識して、  
どういう方に読んでいただきたいのか、知っていただきたいのかというのを意識してやる  
のも大事なのかなという感じはしております。

ほかにどなたか、よろしいですか。

それでは、御意見がなければ、本件については報告された案のとおりに決定したいと思います。  
よろしいですかね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

折しも明日は4月1日でございます。早速この計画に沿って食品安全委員会を運営して  
いく訳でございます。しかしながら、現在、新型コロナウイルスによる感染症のパンデミ  
ックということで、我が国でも緊急事態宣言が発出されるかどうかの瀬戸際ということが  
言われております。そのような中ではあります、事務局や専門委員の先生方をはじめ、  
関係各位の御尽力、御協力を得ながら着実に運営が行なわれるべきと考えてございます。

もちろん私どもの健康や安全を守りながら、そして、周囲に悪い影響を及ぼさないよう  
にするというのは当然のことと考えております。そのような意味で、これまで以上に気を  
引き締めて新年度に望みたいと思いますので、皆様方にもどうぞよろしく願いたいしま  
す。

(5) その他
---------

○佐藤委員長 ほかに議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週4月7日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第778回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。